



永井 暹 信 ☆第11号☆

株式会社東海保険 TEL 0564-27-2533 携帯 080-6903-3880

こんにちは！(株)東海保険の永井です。いつもお世話になっております。m(_ _) m
今回のテーマは『高額療養費制度』です。医療保険の提案をするときには必ずお話をしているこの制度。
ご存知の方もいらっしゃると思いますが少し掘り下げて紹介します。

★概要★

日本では皆様、健康保険組合に加入をされていて病院にかかった場合の自己負担は3割に抑えられています。しかし、この仕組みでも月に何日間も入院をしてしまったり手術をしますと自己負担が高額になってしまいます。その時に役に立つのがこの制度です。一ヶ月に支払った医療費の自己負担が収入に応じた一定額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として還付されます。



★具体的には★

70歳未満の一般的な収入の方の自己負担限度額⇒『80100円+(医療費総額-267,000円)×1%』
胃癌の手術、入院等で医療費が100万円かかった場合、自己負担3割なので30万円窓口で負担。高額療養費の計算式に当てはめると87,430円。30万円-87430円=212,570円があとで戻ってきます。実際の自己負担は計算式で出た87,430円となります。この一ヶ月9万円弱という数字は聞いたことあるかもしれませんね。

★注意点★

70歳以上の方は計算式が違います。また、ここで言う一般的な所得とは標準報酬月額53万円未満、市町村民税非課税者以外のこと。同一診療機関、診療科の診療であること。入院と通院は別計算。入院時の食事や個室料など保険外の費用は対象外。同一世帯で12ヶ月間にこの制度の支給を3回受けた時、4回目から44,400円が限度額になる。などなど。



★応用編★

この制度は暦月(1日~月末)に支払った合計で計算されますので月をまたいだ場合は各月ごとで計算されます。ということは月内に収まりやすくするにはなるべく月初から使うことが肝要です(※急病時は気にしないでください)。最近では、先に窓口で「限度額認定証」を提出しておくことあらかじめ病院側で計算してくれる窓口負担もこの制度を加味した自己負担限度額までで済むようになりました。

※本通信を今後要らない方は、お手数ですが私までお申し付けください。よろしく申し上げます。

発行者プロフィール

名前 : 永井 教盟 (ながい のりちか)
誕生日 : 昭和54年12月23日 出身地 : 幡豆
趣味 : 読書(最近メンタリストDaiGoが面白い!)
経歴 : 2008年12月、保険業界へ転職
資格 : 生保協会認定FP LCQS協会認定証券診断士
相続診断士 住宅ローンアドバイザー

生命保険かけこみ相談室(080-6903-3880)

- 介護状態になったら…。保険に入るべきか否か。
- 自営業者は会社員よりも多くの保険が必要。
- 子供が難病にかかってしまった。。。良い病院を探す方法。
- 自営業者の退職金事情。
- 経営者、従業員退職金事情。

そのお悩み解決できます! p(^ ^)q

その他の制度



★医療費控除★

1月1日から12月31日までに本人や生計を同一にする配偶者や親族のために支払った医療費がある場合に控除されます。目安としておおよそ10万円以上かかった場合の金額を控除できます。支払った医療費の金額から、高額療養費で還付された金額を引き、医療保険等により補填された金額を引き、10万円を引いた金額が控除できる金額になります。その金額に、控除される方の税率を掛けると還付される金額が出ます。入院を予定されている方がいたり、出産を予定している世帯は年の初めから領収書を取っておくことをお勧めします。あと医療費に含まれるもの、含まれないものがあります。(内容すべてを記載出来ませんので興味がある方はお問い合わせください。)※確定申告が必要です。

★傷病手当金★

療養を目的とした休職で、連続して欠勤し、給与の全部または一部が受けられない時、4日目から支給されます。標準報酬月額の2/3(休業一日につき)。欠勤4日目から最長一年6ヶ月。これは給料の補填のようなかたちで受けられますが国民健康保険の方は対象外です。自営をされている方は会社員の方よりも、より一層の備えが必要になってきます。